

利 用 者 の た め に

本結果は、青果物卸売市場調査（年間取扱量等調査）の結果を基に、全国の中央卸売市場で取り扱った青果物の主要品目について、消費地域と産地都道府県との交流状況を月ごとに取りまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けて開設している市場をいう。以下同じ。）に所在する全ての青果物卸売会社 68 社

5 抽出方法

農林水産省の保有する青果物卸売市場及び青果物卸売会社に係る名簿情報を基に、全国の中央卸売市場における全ての青果物卸売会社を調査対象とする。

6 調査の時期

この調査における調査期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年間である。

7 調査事項

(1) 調査品目

ア 野菜

全国の中央卸売市場における主要 50 品目

だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、たけのこ、れんこん、はくさい、みずな、こまつな、その他の菜類、ちんげんさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ふき、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、パセリ、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとうがらし、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、そらまめ、えだまめ、かんしょ、ばれいしょ、さといも、やまのいも、たまねぎ、にんにく、しょうが、生しいたけ、なめこ、えのきだけ、しめじ、その他の野菜

イ 果実

全国の中央卸売市場における主要 44 品目・品種（うち輸入果実 9 品目）

(ア) 国産果実

みかん、ネーブルオレンジ、甘なつみかん、いよかん、はっさく、その他の雑かん、りんご（つがる、ジョナゴールド、王林、ふじ、その他のりんご）、日本なし（幸水、豊水、二十世紀、新高、その他のなし）、西洋なし、かき（甘がき、渋がき（脱渋を含む。））、

びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう（デラウェア、巨峰、その他のぶどう）、くり、いちご、メロン（温室メロン、アンデスメロン、その他のメロン（まくわうりを含む。））、すいか、キウイフルーツ、その他の国産果実

(イ) 輸入果実

バナナ、パインアップル、レモン、グレープフルーツ、オレンジ、おうとう、キウイフルーツ、メロン、その他の輸入果実

(2) 調査項目

品目（品種）別、産地都道府県・輸入別の卸売数量と卸売価額

8 調査方法及び有効回答率

(1) 調査方法

民間事業者が調査対象に対して、オンライン（当該民間事業者が提供する収集システム又は電子メール）により調査票を配布・回収する自計調査の方法

(2) 有効回答率

有効回答率は 100%であった。

9 産地別の集計方法

主要消費地域ごとに中央卸売市場の産地別・月別の卸売数量及び卸売価額をそれぞれ積み上げ、積み上げた卸売価額を卸売数量で除して卸売価格を算出した。

(1) 野菜

ア 野菜の 50 品目について、主要消費地域ごとに、産地別（輸入を除く。）・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

イ 主要消費地域及びその主要消費地域に含まれる中央卸売市場は、表 1 のとおりである。

表 1 主要消費地域一覧（野菜）

主 要 消 費 地 域		主要消費地域に含まれる中央卸売市場
北	海 道	札幌市中央卸売市場
東	北	青森市中央卸売市場・八戸市中央卸売市場・盛岡市中央卸売市場・仙台市中央卸売市場・いわき市中央卸売市場
	仙台・盛岡	仙台市中央卸売市場・盛岡市中央卸売市場
関	東	宇都宮市中央卸売市場・東京都中央卸売市場（豊洲、大田、北足立、葛西、豊島、淀橋、世田谷、板橋及び多摩ニュータウン）・横浜市中央卸売市場・川崎市中央卸売市場・静岡市中央卸売市場・浜松市中央卸売市場
	京 浜	東京都中央卸売市場（豊洲、大田、北足立、葛西、豊島、淀橋、世田谷、板橋及び多摩ニュータウン）・横浜市中央卸売市場・川崎市中央卸売市場
北	陸	新潟市中央卸売市場・金沢市中央卸売市場・福井市中央卸売市場
東	海	岐阜市中央卸売市場・名古屋市中央卸売市場（本場及び北部）
近	畿	京都市中央卸売市場・大阪市中央卸売市場（本場及び東部）・大阪府中央卸売市場・神戸市中央卸売市場（本場及び東部）・姫路市中央卸売市場・奈良県中央卸売市場・和歌山市中央卸売市場
中	国	岡山市中央卸売市場・広島市中央卸売市場（中央及び東部）
四	国	徳島市中央卸売市場・高松市中央卸売市場・松山市中央卸売市場・高知市中央卸売市場
九	州	宇部市中央卸売市場 ^{注)} ・北九州市中央卸売市場・福岡市中央卸売市場・久留米市中央卸売市場・長崎市中央卸売市場・宮崎市中央卸売市場・鹿児島市中央卸売市場
	北 九 州	宇部市中央卸売市場・北九州市中央卸売市場・福岡市中央卸売市場・久留米市中央卸売市場
沖	縄	沖縄県中央卸売市場

注) 宇部市中央卸売市場は、指定野菜価格安定対策事業における対象市場群の区分により九州とした。

(2) 果実

ア 果実 44 品目・品種のうち輸入品目の 9 品目を除く 35 品目・品種に、りんご、日本なし、かき、ぶどう及びメロンについては各品目の品種を積算し、品目計（5 品目）を追加した 40 品目・品種について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

イ 主要消費地域及びその主要消費地域に含まれる中央卸売市場は、表 2 のとおりである。

表 2 主要消費地域一覧（果実）

主 要 消 費 地 域	主要消費地域に含まれる中央卸売市場
札 幌 市	札幌市中央卸売市場
仙 台 市	仙台市中央卸売市場
東 京 都	東京都中央卸売市場（豊洲、大田、北足立、葛西、豊島、淀橋、世田谷、板橋及び多摩ニュータウン）
横 浜 市	横浜市中心卸売市場
金 沢 市	金沢市中心卸売市場
名 古 屋 市	名古屋市中心卸売市場（本場及び北部）
京 都 市	京都市中央卸売市場
大 阪 府	大阪市中心卸売市場（本場及び東部）・大阪府中央卸売市場
神 戸 市	神戸市中心卸売市場（本場及び東部）
広 島 市	広島市中心卸売市場（中央及び東部）
北 九 州 市	北九州市中央卸売市場
福 岡 市	福岡市中心卸売市場

ウ 産地はイの主要消費地域ごとに卸売数量の 80%をカバーする卸売数量上位の産地（都道府県）のうち上位 5 産地（都道府県）までとした。

10 実績精度

本調査は、全国の中央卸売市場における全ての青果物卸売会社を対象とした調査結果により全国値を算出しているため、実績精度は算出していない。

11 用語の解説

(1) 卸売市場

ア 卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）に基づき農林水産大臣の認定を受けて開設している市場であり、令和 7 年 12 月末日現在開設されている中央卸売市場は、次の 50 市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、いわき市、宇都宮市、東京都（豊洲・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩ニュータウン）、横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、宮崎市、鹿児島市及び沖縄県

(2) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う会社をいう。

(3) 卸売数量

卸売数量とは、卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量であり、その荷姿の単位ごとに表示されている量目で全ての荷を積算し、kg換算した数量である。

(4) 卸売価額

卸売価額とは、卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(5) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。
ただし、四捨五入の関係上、表中の数値を用いて算出した価格と異なる場合がある。

12 利用上の注意

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 公表資料にある卸売価額、卸売価格といった金額に関する事項は、消費税を含んでいる。

(3) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

卸売価格については、産地・季節によっては極端に高価なものや質が悪く安価なものが入荷されることがあり、適切な卸売価格を表さないことがあるため、卸売数量が4t以下の場合には「…」と表示した。

(4) 統計表に掲載した産地都道府県は、青果物卸売市場に入荷した時点の荷主の居住する都道府県とした。

なお、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の産地都道府県は、収穫・出荷した都道府県であり、統計表の産地都道府県とは異なることがある。

(5) 本調査の調査対象期間は暦年（1月～12月）であり、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の調査対象期間は、品目ごとの年産区分によるため、本調査の調査対象期間とは異なることがある。

(6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和7年青果物卸売市場調査（産地別）」（農林水産省）による旨を記載してください。

(7) 本調査の累年データについては、分野別分類「農畜産物卸売市場（青果物）」、品目別分類「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」の「青果物卸売市場調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/seika_orosi/#r

13 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3713

（直通）03-6744-2047

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>